障がいのある方

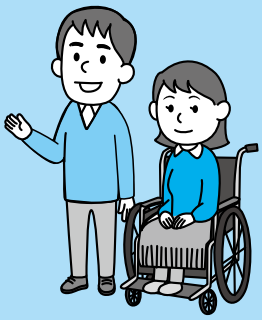

荒川区役所
3802-3111(代)

相談の窓口

■障害者福祉課

障がい者の日常生活、施設入所・通所等障がい福祉にかかわる相談を受けています。

聴覚障がい者の相談は、火曜日午後１時～４時に手話通訳者が待機して応じています。

問 **障害者福祉課相談支援係（区役所１階）**
☎内線 2685
FAX 3802-0819

■荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）

区民の方から心身の障がいに関する相談を受け、必要に応じた支援やサービスを提供する施設です。

◎相談

発達の遅れ等の子どもに関すること、機能訓練や社会参加のこと等、さまざまな相談に応じます。

◎障がいのある当事者による相談

聴覚障がい・肢体不自由・視覚障がいのある相談員（ピアカウンセラー）が相談に応じます。

◎事業

高次脳機能障がいや身体に障がいのある方の機能訓練や、ことばや発達に遅れや心配がある乳・幼児の児童発達支援があります。また、特別支援学校に通学し、身体障害者手帳を有している児童を対象に、理学療法訓練を行っています。

問 **荒川たんぽぽセンター** 荒川1-53-20
☎ 3891-6824 FAX 3807-8483

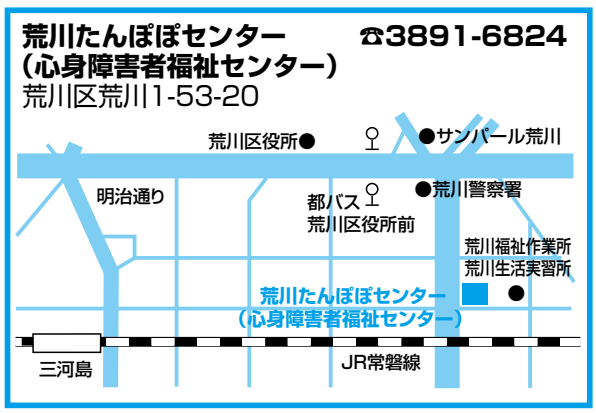

■民生委員・児童委員

地域の高齢者や障がい者等の相談・支援活動を行っています。

問 **福祉推進課地域福祉係（区役所２階）**
☎内線 2637

■相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と援助を行います。身体障がい者相談員（聴覚、視覚、肢体不自由、内部障がい）、知的障がい相談員が相談に応じています。

問 **障害者福祉課相談支援係（区役所１階）**
☎内線 2685
FAX 3802-0819

■子ども家庭総合センター

区が設置している児童相談所で、愛の手帳の判定（18歳未満）や児童福祉施設への入所等、さまざまな相談に応じています。

問 **子ども家庭総合センター**
荒川1-50-17 ☎ 3802-3765

■東京都心身障害者福祉センター

身体障害者手帳や愛の手帳の交付・判定、補装具の判定、高次脳機能障がいのある方からの相談等を行っています。

問 **東京都心身障害者福祉センター**
新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階 ☎ 3235-2946

問 **高次脳機能障がい相談専用** ☎ 3235-2955
FAX 3235-2957

※電話は月～金曜日、午前９時～正午、午後１時～４時（土・日曜日、祝日等を除く）

■ハローワーク（公共職業安定所）

専門窓口で、心身障がい者の就労に関する相談に応じています。

問 **ハローワーク足立**
足立区千住1-4-1東京芸術センター6～8階
☎ 3870-8609

手帳

障がい者としてさまざまな福祉制度や支援を受けるために、それぞれの手帳が必要です。

■身体障害者手帳

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器等に障がいがあり、日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に交付されます。さまざまな福祉サービスの支援を受けるために必要です。

■愛の手帳

知的障がいのある方が福祉サービスの支援を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に発行しています。なお、国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。交付申請には判定が必要です。

判定を行っている施設

○18歳未満……子ども家庭総合センター
○18歳以上……東京都心身障害者福祉センター

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685　FAX 3802-0819

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの疾患のある方で、精神障がいがあるため６か月以上受診しており、日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。福祉サービスを受けるために必要なものです。

問 障害者福祉課こころの健康推進係（区役所１階）
☎内線 2688
FAX 3802-0819

障がい者・児の福祉サービス

■福祉サービスの体系

障がい者・児の福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、児童福祉法に基づく「障害児給付」および「地域生活支援事業」に分類されます。相談・利用申請については、お問い合わせください。

◎自立支援給付

介護給付

○居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴・排泄（はいせつ）・食事の介護等を行います
○重度訪問介護
重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います
○行動援護
自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
○同行援護
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供します
○重度障害者等包括支援
介護の必要性が極めて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
○短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴・排泄・食事の介護等を行います
○療養介護
医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護および日常生活の世話を行います
○生活介護
常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します
○施設入所支援
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います

訓練等給付

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います
○就労移行支援
一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
○就労継続支援（A型・雇用型、B型・非雇用型）
一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供すると共に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
○就労定着支援
就労移行支援や就労継続支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方へ、相談や助言といった支援を行います
○共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
○自立生活援助
新たに単身生活を開始した方等に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行います

地域相談支援給付

○地域移行支援

障がい者支援施設入所者、または精神科病院に入院している精神障害者等が、退所・退院して地域での生活に移行するために必要な住居の確保等、移行のための相談等やその他の支援を行います

○地域定着支援

単身で居住する障がい者等で支援が必要な方について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急事態への相談対応を行います

計画相談支援給付

自立支援給付のサービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画」を作成し、定期的に利用状況その他の検証・計画の見直しを行います

◎障害児給付

障害児通所給付

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います

○医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能障がい児に、児童発達支援および治療を行います

○放課後等デイサービス

就学児について、放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のための活動等を行います

○保育所等訪問支援

保育所等に通う児童が、ほかの児童との集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問して専門的な支援を行います

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います

障害児相談支援給付

障害児通所給付等のサービスを利用する際に必要となる「障害児支援利用計画」を作成し、定期的に利用状況その他の検証・計画の見直しを行います

◎地域生活支援事業

○相談支援

障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います

○コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳や要約筆記者の派遣等を行います

○移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します

○地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です

○福祉ホーム

住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685
FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係（区役所１階）
☎内線 2688
FAX 3802-0819

日常生活への援助

■補装具の交付と修理

身体障がい者の日常生活のために、身体障がい者の失われた機能障がいを補うため、補聴器、義肢、車いす、視覚障害者安全つえ等を交付または修理します。所得制限があります。

■日常生活用具の給付

重度の障がい者の日常生活を容易にするため、障がいに応じてポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、特殊マット、吸入器等の日常生活の用具を給付します。なお、介護保険該当者は、介護保険制度が優先します。所得制限があります。

■住宅設備改善費の給付

重度の障がい者が自宅で日常生活をしやすくするために、浴槽、便所、玄関等の設備改善費を一定額の範囲内で給付します。なお、介護保険該当者は、介護保険制度が優先します。所得制限があります。

■重度脳性まひ者への介護人派遣

20歳以上の身体障害者手帳１級の脳性まひ者で、単独で屋外活動することが困難な方を対象に、その方が推薦する介護人に介護手当を支給します。

■日中一時支援

◎障がい児タイムケア

特別支援学校等の下校後に、障がいのある小・中学生、高校生を預かり、社会生活に適応するための交流・創作的活動を行います。

◎施設タイムケア

日中、障がい児者の介護をできる人がいない場合に、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活の援助、日中活動の支援等を行います。

■重症心身障がい児者等留守番看護師派遣

医療行為が必要な重症心身障がい児者等の自宅へ、家族に代わって介護ができる看護師を派遣し、家族の介護負担軽減を図ります。

■医療的ケア児等家庭家事サポート事業

在宅の医療的ケア児と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、介護を行う家族等の家事負担軽減を図ります。

■福祉タクシー利用券の交付

障がい者の通院等の利便を図るため「福祉タクシー利用券」を支給します。対象は区内在住の、上肢１級、下肢・体幹障がい１～３級、視覚障がい１・２級、内部障がい１～３級の身体障害者手帳をお持ちの方および愛の手帳１・２度の交付を受けた方で、所得制限があります。

■自動車燃料費の助成

障がい者の日常の利便と、生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費を助成します。

対象は区内に住所を有する上肢１級、下肢・体幹機能障がい１～３級、視覚障がい１・２級、内部障がい１～３級の身体障害者手帳をお持ちの方および愛の手帳１・２度の交付を受けた方で、原則として本人または生計を一にする家族が所有し、運転する自動車を利用する場合です（所得制限あり）。

■福祉電話

外出困難な重度障がい者がいる世帯の電話について、基本料金、付加使用料等を助成します。

■ヘルプカード・ヘルプマーク

区役所１階障害者福祉課、心身障害者福祉センター等で配布しています。そのほかの配布場所等は、お問い合わせください。

◎ヘルプカード

障害福祉サービスを受けている方や難病の方、発達障害の診断を受けている方等、自分から「困っている」と伝えることが困難な方が、スムーズに手助けを求めるためのカードです。携帯・提示が容易になるよう、カードケースもあわせて配布しています。

◎ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が、配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることができるマークです。

■理・美容サービス

65歳未満で、下肢・体幹障がい１・２級の身体障害者手帳または愛の手帳１・２度の交付を受けた常に寝たきりの方に、理・美容師が障がい者宅へ訪問して理・美容サービスが受けられる「理美容サービス券」を支給します（自己負担あり）。

■紙おむつの給付

常時寝たきり、またはおむつを使用している方に、紙おむつの購入券を給付します。対象は、３歳以上65歳未満で身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度の交付を受けた方です。

■配食見守りサービス

重度の障がいにより食事の調理が十分にできない、ひとり暮らし等の65歳未満の障がい者に昼食を配達します。昼食代は自己負担です。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス

重度の障がい者の健康の保持を図るため、寝たきり・ひとり暮らし等で寝具の洗濯乾燥が困難な65歳未満の障がい者に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。身体障害者手帳１・２級および愛の手帳１・２度の交付を受けた方が対象です。

■緊急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったときに備え、緊急通報システム（首から掛けるペンダントのボタンを押すと救急車等が駆け付ける）を設置します。

■リフト付き自動車利用助成

通常のタクシー利用が困難で、電動車いすを利用している重度障がいの方・愛の手帳の交付を受けた方に対し、リフト付き自動車を利用したときの料金の一部を助成します。

利用には、あらかじめ登録が必要です。

■対面音訳者の派遣

視覚障がい者に対し、対面音訳者を月２回派遣しています。

■補助犬の給付

都内に１年以上住んでいる18歳以上の身体障がい者と、そのほか必要と認められた方に盲導犬、介助犬および聴導犬を貸し出します。

費用は、飼育料のみ自己負担です。

■自動車運転教習費の助成

18歳以上の障がいのある方が、自動車の運転免許を取得するために教習を受ける場合、その費用の一部を助成します。助成額は、第一種普通免許の取得が16万4800円まで、排気量の限定解除が２万600円までです。必ず、教習中に申請してください。

対象

○区内に３か月以上住んでいる方
○自動車教習所に入所している方
○身体障害者手帳１～３級の方（ただし、内部障がいは４級以上で、歩行困難な方。下肢体幹は５級以上で、歩行困難な方）
○愛の手帳４度以上の方
○前年度の所得税が40万円以下の方

■身体障がい者用自動車改造費助成

重度身体障がい者が、自ら所有し、運転する自動車改造費を助成（最高13万3900円）します。

対象は、区内在住の、上肢・下肢、体幹障がいが１・２級の身体障害者手帳の交付を受けた方です。ただし本人または扶養義務者等の所得制限があります。必ず、改造前に申請してください。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685
FAX 3802-0819

■学齢児機能訓練

特別支援学校等に通学し、身体障害者手帳を有している児を対象に理学療法訓練を行います。

問 荒川たんぽぽセンター　☎ 3891-6824

■巡回入浴サービス

下肢または体幹の障がいが１～３級の身体障がい者、愛の手帳１・２度の方で、自宅の浴室や公衆浴場の利用が困難な方に巡回入浴車を派遣します。

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685
FAX 3802-0819
問 荒川たんぽぽセンター　☎ 3891-6824

■耳の不自由な方へのサービス

◎手話通訳のいる相談日

聴覚障がい者が円滑に相談ができるよう、**下記**の日時に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者と関係職員との福祉相談を手話通訳しています。

日時　火曜日、午後１時～４時

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685
FAX 3802-0819

◎タブレットを用いた手話通訳等サービス

障害者福祉課の窓口に手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置しています。各課での相談手続きに利用できます。

◎電話代行サービス（電話リレーサービス）

スマートフォン等のテレビ電話機能等を使い、電話代行の依頼ができます。利用には、IDの交付申請が必要です。申請の際、運転免許証等の本人確認書類を持参してください。なお、通信料金等は登録者負担です。

対象

・聴覚、言語機能、音声機能その他障がいのためにコミュニケーション支援が必要な区民
・上記の方をサポートする区民

利用時間　午前８時～午後９時（年中無休）

問 障害者福祉課庶務係（区役所１階）
☎内線 2681
FAX 3802-0819

■目の不自由な方へのサービス

◎声のあらかわ区報・あらかわ区議会だより・わたしの便利帳

目の不自由な方のために、カセットテープとデイジーCDに録音した「声のあらかわ区報」「声のあらかわ区議会だより」を発行し、「声のわたしの便利帳」を貸し出しています。

「声のあらかわ区報」は区・官公署等のお知らせを中心とし、「声のあらかわ区議会だより」は、区議会の活動をお知らせするものです。「声のわたしの便利帳」では生活の参考になるお知らせ等をお伝えします。

対象は区内在住のおおむね１～３級程度の視覚障がい者です。費用は無料です。

◎点字刊行物・声の図書館

※区立図書館（→P118・119）でも録音図書、点字図書の貸し出しや対面音訳等を行っています

問 「声のあらかわ区報」「声のわたしの便利帳」広報課広報係（区役所４階）☎内線 2132
問 「声のあらかわ区議会だより」議会事務局企画調査係（区役所５階）☎内線 3616
問 社会福祉法人日本点字図書館
新宿区高田馬場1-23-4　**☎ 3209-0241**
問 社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
新宿区大久保3-14-20　**☎ 3200-0987**
問 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
新宿区西早稲田2-18-2　**☎ 3200-0011**
問 社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター
新宿区四谷本塩町2-5　**☎ 3341-0900**

■車いすの貸し出し

区内在住の歩行困難な方に、車いすの貸し出しを行っています。貸し出し期間は最長６か月（荒川たんぽぽセンターは、緊急時のみで原則１か月まで）です。

問 荒川区社会福祉協議会庶務係
☎ 3802-2794
問 荒川たんぽぽセンター　☎ 3891-6824

年金・給付金・手当

■障害基礎年金

病気やけがによって障がい者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によってその障がいの程度に応じて年金が支給されます。

年金制度加入後に初診日のある病気やけがで障がい者になった方には、初診日の前々月までに、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の３分の２以上ある等受給要件があります。

また、20歳になる前に初診日のある病気やけがで障がい者になった方にも支給されますが、所得制限があります。

■特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったために障害基礎年金等を受給していない障がい者に、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、その障がいの程度に応じて給付金が支給されます。ただし、所得制限があります。

○障害基礎年金１級に相当する方
…月額５万3650円（令和５年度）

○障害基礎年金２級に相当する方
…月額４万2920円（令和５年度）

問 国保年金課国民年金係（区役所１階）
☎ 3802-4168

■心身障害者福祉手当

区内在住の65歳未満の障がいがある方および難病の方で、在宅の方のうち**次**に該当する方に支給します（月額9500円または１万5500円）。

※所得制限があります

・愛の手帳１～４度の方
・身体障害者手帳１～３級の方
・脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
・指定の難病等の医療費助成を受けている方

■特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（身体障害者手帳１・２級程度または愛の手帳１・２度程度、これらと同等の疾病、精神障害等、一定の障がい要件に該当する）にある方に支給します（月額２万7980円）。

ただし、施設に入所している方、病院または診療所に継続して３か月を超えて入院している方、所得が一定額以上の方には支給されません。

■障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする状態（身体障害者手帳１級・２級の一部程度または愛の手帳１・２度、これらと同等の疾病、精神障害等、一定の障がい要件に該当する）にある方に支給します（月額１万5220円）。

ただし、施設に入所している方、障がいを理由とする各種の年金を受けている方、所得が一定額以上の方には支給されません。

■重度心身障害者手当

65歳未満の特に重度の障がいがあり、常に複雑な介護を必要とする在宅の方のうち、**次**の方に支給します（月額６万円）。

※所得制限があります

・重度の知的障がいで、特に著しい問題行動等があり、介護者が常に目を離せず特別な配慮をする必要がある方
・重度の知的障がいと身体障がいが重複している方
・重度の肢体不自由者で両上・下肢の機能が失われていて、座っていることが困難な方

問 障害者福祉課障害サービス係（区役所１階）
☎内線 2683
FAX 3802-0819

■特別児童扶養手当

→P42

医療

■心身障がい者の医療費助成

身体障害者手帳１・２級（内部障がい者は３級）、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級の心身障がい者の方で、各種医療保険に加入している方は、区役所で交付する㊟受給者証を保険証と一緒に医療機関に提示して受診すると、国民健康保険や健康保険の自己負担から一部負担金を差し引いた額を助成します（**下表**参照）。ただし、所得制限があります。

㊟一部負担金			一月当たりの自己負担上限額
住民税課税者	通院	１割	1万8000円
	入院	１割	5万7600円
住民税非課税	通院	負担なし	
	入院		

問 障害者福祉課障害サービス係（区役所１階）
☎内線 2691
FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係
（区役所１階）　☎内線 2688
FAX 3802-0819

■自立支援医療の給付

○精神通院医療…精神障がいで、通院治療を受けている方
○更生医療…身体障害者手帳をお持ちで、障がいに関して特定の医療が必要な方
○育成医療…身体に障がいのある18歳未満で、将来の生活に必要な能力を得るため手術等の治療を受ける方

原則として、自己負担は医療費の１割です。ただし、世帯の所得水準に応じて、一月当たりの負担に上限額が設定されています。精神通院医療と更生医療は障害者福祉課、育成医療は保健予防課へお問い合わせください。

問 障害者福祉課こころの健康推進係
（区役所１階）　☎内線 2688
FAX 3802-0819

問 障害者福祉課相談支援係
（区役所１階）　☎内線 2685
FAX 3802-0819

問 保健予防課感染症予防係
（区役所北庁舎１階）　☎内線 430
FAX 3807-1504

■精神障がいで入院している子どもに医療費助成

18歳未満の子どもが精神障がいのために精神病院へ入院して、国民健康保険や社会保険等で治療を受けるとき、本人の負担すべき医療費を東京都が助成します。一部負担金があります。

問 障害者福祉課こころの健康推進係
（区役所１階）　☎内線 2688
FAX 3802-0819

公共料金の軽減

■テレビの受信料の減免

全額免除　身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）または精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で住民税非課税世帯である場合

半額免除

・世帯主かつ契約者が視覚障がい者または聴覚障がい者である場合
・世帯主かつ契約者が身体障害者手帳（１級または２級）を持っている場合
・世帯主かつ契約者が療育手帳（１度または２度）を持っている場合
・世帯主かつ契約者が精神障害者保健福祉手帳（１級）を持っている場合
・世帯主かつ契約者が戦傷病者手帳を持っていて障害程度が特別項症から第１款症である場合

問 障害者福祉課相談支援係（区役所１階）
☎内線 2685
FAX 3802-0819

問 障害者福祉課こころの健康推進係
（区役所１階）　☎内線 2688
FAX 3802-0819

■交通機関の割引

身体障害者手帳や愛の手帳をお持ちの方は、交通機関の運賃割引が受けられます。

また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、都営交通の無料パスが交通局の定期券発売所（23区内29か所）で交付されます。

◎都営交通（都バス・都電・都営地下鉄・日暮里・舎人ライナー）

無料のパスを交付しています。区役所障害者福祉課で手続きしてください。

※戦傷病者手帳(特別項症～第６項症、第１款症～第５款症)や被爆者健康手帳(厚生労働大臣認定患者および健康管理手当受給者)をお持ちの方にも交付されます

◎**JR・私鉄・旅客船**

運賃（普通乗車券・定期券・回数券・急行券）が50％割引きになります（重度の障がいの場合で、介護人が同乗する場合に限る）。発売窓口で手帳を見せて乗車券等を購入してください。

※手帳をお持ちの方が単独で利用する場合は、100km以上の利用に限って割り引きされます

◎**航空機**

障がいのある方とその介護者が国内航空を利用する際、航空運賃が割り引きになります。各航空会社の発売窓口で、手帳を見せて購入してください。割引率は、障がいの程度、航空会社等により異なりますので、詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

◎**タクシー**

乗車の際に手帳を提示すると、料金が10％割引きになります。

問 **障害者福祉課相談支援係（区役所１階）**
☎内線 2685
FAX 3802-0819

問 **障害者福祉課こころの健康推進係（区役所１階）**
☎内線 2688
FAX 3802-0819

■有料道路の割引

本人または生計を一にする人等が所有する乗用自動車（営業用は除く）を本人または介護者が運転し、有料道路を利用する場合、料金が５割引になります。ETC搭載車でも同じように割引が受けられます。

また、レンタカー等も割引対象になります。利用する場合は事前に登録が必要です。

・本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方
・介護者運転の場合は、第１種の身体障害がい者および第１種の知的障がい者

問 **障害者福祉課相談支援係（区役所１階）**
☎内線 2685
FAX 3802-0819

■電話番号案内（104番）の無料利用

視覚障がい・聴覚障がいのある方、肢体不自由（上肢・体幹機能障がい、乳・幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）１、２級の方、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、番号案内（104）を利用するとき無料になります。

利用するには、事前に登録が必要です。

問 **NTT東日本** ☎ 0120-104-174

■福祉機器の使用料、工事費の減額

障がい者手帳をお持ちの方を対象に、シルバーホン等の福祉機器の使用料および工事費を半額程度に減額します。

問 **NTT東日本** ☎ 116（局番なし）

障害者総合支援法通所施設

■就労継続支援B型・就労移行支援

就労継続支援B型は、障がいのために一般の職場で働くことが困難な方が、生活指導を受けながら簡易な作業を行い、自立に役立てるための施設です。

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

問 **荒川福祉作業所**
荒川1-53-9 ☎ 3807-3442

■生活介護

18歳以上の重度の知的障がい等のある方に、生活訓練や作業訓練等を行って日々の生活を充実させ、社会的自立を図る通所施設です。

自立に向けて、自分を表現する力、生活していく力を身につけるための生活作業訓練や地域との交流を、行事等を通して行っています。

問 **あらかわ希望の家（尾久生活実習所）**
西尾久6-17-3 ☎ 3894-2263

問 **あらかわ希望の家分場（尾久生活実習所分場）**
西尾久4-6-4 ☎ 5901-3207

問 **荒川生活実習所**
荒川1-53-9 ☎ 3891-6915

アクロスあらかわ（障害者福祉会館）

障がい者の社会参加を促進するために、障がい者やボランティアの活動の場として、また区民の皆さんとの幅広い交流を深める場として活用できる施設です。

バリアフリーに配慮しており、難聴の方が会議に参加しやすい集団共聴設備やオストメイト対応トイレ（人工肛門・人工膀胱造設者のためのパブリックトイレ）を設置しているほか、車いすに乗っている方でも使用しやすい調理台や電話台、コピー機等を設置しています。

主な施設　ホール、会議室、点字ワープロ室、対面朗読室、交流ロビー、喫茶コーナー、共用活動室、幼児コーナー等

問 アクロスあらかわ
荒川2-57-8　☎ **3803-6221**
FAX **3803-6222**

支援センター　アゼリア

こころの病を持ちながら地域で生活している人たちが、地域での社会生活をより充実したものにできるよう、相談や支援を行っています。

開館時間　午前9時～午後7時
休館日　第3木曜日、年末年始
問 支援センター　アゼリア
東尾久5-45-11　☎ **3819-3113**
相談専用電話　☎ **3819-2343**

コンパス（荒川区精神障がい者相談支援事業所）

区内在住の精神障がい者とその家族が、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために、障がい者福祉サービスの利用相談や専門機関の紹介を始め、必要な支援を行います。来所・電話相談のほか、訪問相談にも対応しています。

開設日　月～金曜日（祝日・年末年始除く）
開設時間　午前8時30分～午後5時30分
問 コンパス
東日暮里1-17-12　1階　☎ **3801-7227**

荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めています。

開設日　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
開設時間　午前8時30分～午後5時15分
問 荒川区障害者基幹相談支援センター
荒川1-53-20荒川たんぽぽセンター2階
☎ **3801-8060**

スタートまちや（町屋三丁目障がい者就労支援施設）

町屋あさがお（知的障がい者福祉作業所）とまごころ作業所（視覚障がい者福祉作業所）がこの施設で活動しています。

所在地　町屋3-28-2
問 障害者福祉課障害サービス係（区役所1階）
☎内線 **2691**
FAX **3802-0819**